

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>秩父郡横瀬町大字横瀬字拾四番五 九七四番五地先から同郡同町大字 横瀬字拾三番六一三九番一地先ま で</p>	<p>秩父郡横瀬町大字横瀬字拾四番五 九七四番四地先から同郡同町大字 横瀬字拾三番六一三九番一地先ま で</p>	区 間
<p>一一・九〇 一九・一九</p>	<p>八・三四 一八・四二</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四四六・三五</p>		延長 (メートル)
<p>交通安全施設整備工 事</p>		備 考